

第二節 主な災害と防災対策

1 主な災害

(1) 昭和三十六年第二室戸台風による被害

九月十六日に襲来した台風一八号は、そのコース、規模、強度が昭和九年に襲来した室戸台風と類似している。第二室戸台風と名付けられた。

十六日の朝、室戸岬をかすめ午前十一時ごろ日和佐付近に上陸して、徳島県東部を通過し紀伊水道に抜けた。台風の規模は超A級で長時間にわたる暴風雨を受け、総雨量も穴吹五四五^{ミリ}、剣山七七^{ミリ}となり、吉野川本流（水位一〇・四〇^{メートル}）の増水が激しかったため、貞光川でもはげ口を失い流域がはらんした。

昭和三十一年以降徳島県に影響を与えた主な台風の進路は（図16）参照。

(2) 昭和三十八年異常気象による麦の被害

昭和三十七年末から三十八年三月まで断続的に降り続いた大雪のために、農作物、とりわけ麦の根腐りや発育障害が相次いで起り、その被害は作付面積のおよそ半分の二三〇^{ヘクタール}に及んだ。続いて四月に入ってから連日の雨や霧にたたられて穂腐りや赤かび病が大発生、五月中旬からは連続して豪雨に見舞われ、さらに台風

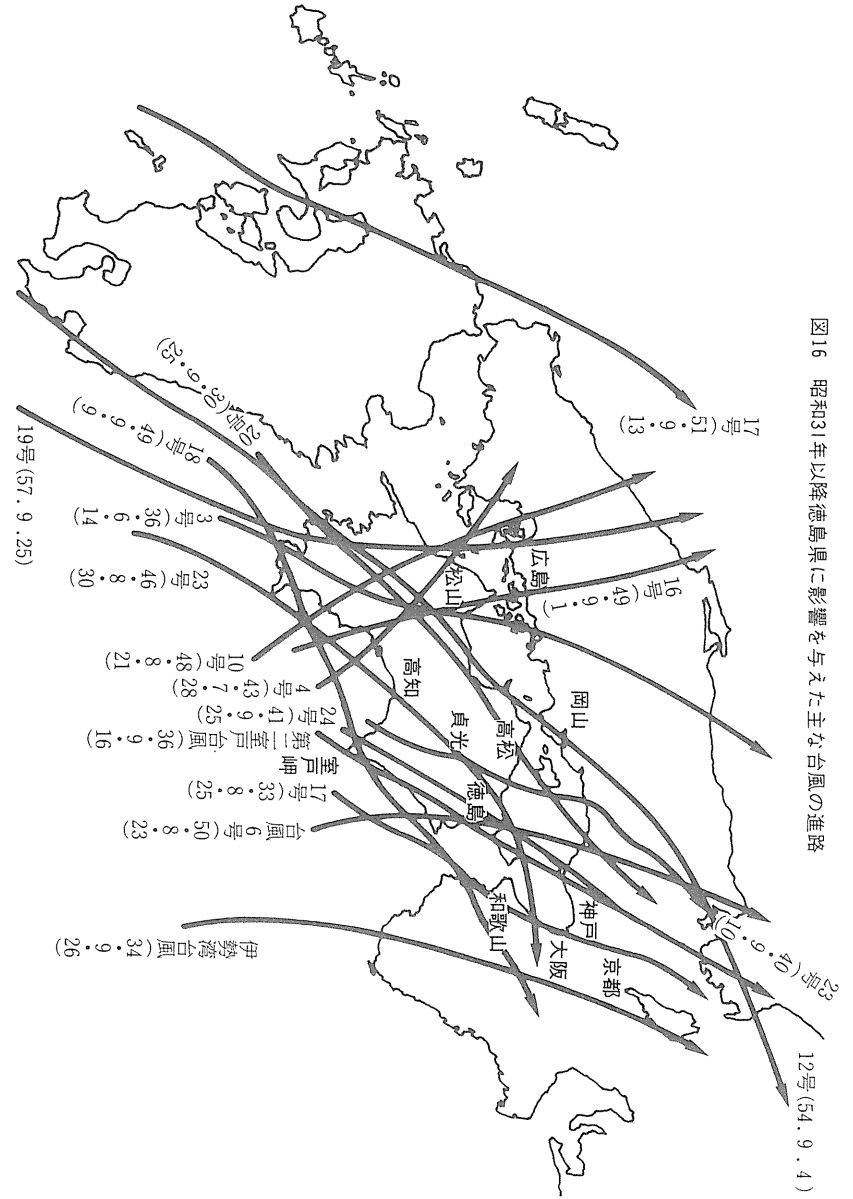


図16 昭和31年以降徳島県に影響を与えた主な台風の進路

第二号、第三号の余波をも受けて刈取りは遅れ、刈取った麦も十分に乾燥のできないままハデ木や野干して発芽や、発酵するなど収穫は皆無に等しくなった。

(3) 昭和四十年台風二三号による被害

九月十日八時過ぎに安芸市付近に上陸した台風二三号(九五〇翁、最大風速三五・八㍎、最大瞬間風速六七・〇㍎)は、早い速度で北上し、正午過ぎに若狭湾に抜けた。県下での暴風雨時間は短かったにもかかわらず各地に大きな被害をもたらした。(表69参照)

(4) 昭和四十三年端山小学校裏山の地すべりによる被害

五月七日朝、旧端山小学校の裏山が、幅三五㍎、高さ六五㍎にわたって崩れた。被害は、特に教室と講堂の間が大きく、便所と資料室が壊された。急拠対策工事が着手され、県営事業として高さ二㍎、長さ二五㍎のコンクリート擁壁と暗渠(きよ)、集水路工事が八月末に完成した。

子供たちは危険をさけ、五月二十日から九月二十七日まで貞光中学校の旧校舎で授業を受けた。この間、毎日バス三台で送迎した。

(5) 昭和四十五年台風一〇号による被害

八月二十一日来襲の台風一〇号は県下全域で猛威をふるい、なかでも吉野川は一三・六㍎の増水(池田町イタノでの水位)で、昭和三十九年九月

表 69 昭和四十年台風二十三号による貞光町の被害

区	家屋		田畑			道路			治山	耕地
	全壊	半壊	全壊	半壊	倒木	町道崩壊	県道崩壊	農林崩壊	地すべり	
被害	一戸	八戸	二九戸	七戸	一五戸	一五〇km ²	二五〇km ²	二五〇km ²	七三km ²	六〇〇m ²

の二〇号台風以来、六年ぶりに洪水警報が発令された。
この台風は、予想外に雨が多く、町役場の自記雨量計でも二十日夜降り始めてから、二十一日午後四時すぎに降り止むまでの間に、三九〇ミリを記録、特に二十一日午前十時からの一時間には、三〇〇ミリという驚異的な雨量を示している。

この暴風雨で、県下各地に被害が続出し、本町でも八幡潜水橋が流失し、貞中グラウンドを初め、川東、中須賀や大須賀、太田地区の国道筋一帯の広い範囲にわたって道路、耕地が冠水、住家も六戸が半壊、一二二戸が床上、または床下浸水の被害となった。(表70参照)

(6) 昭和四十九年台風一八号による被害

台風一八号は、九月八日夜から九日朝にかけて、県下に激しい風と豪雨をもたらし、各地に大きな爪跡を残した。

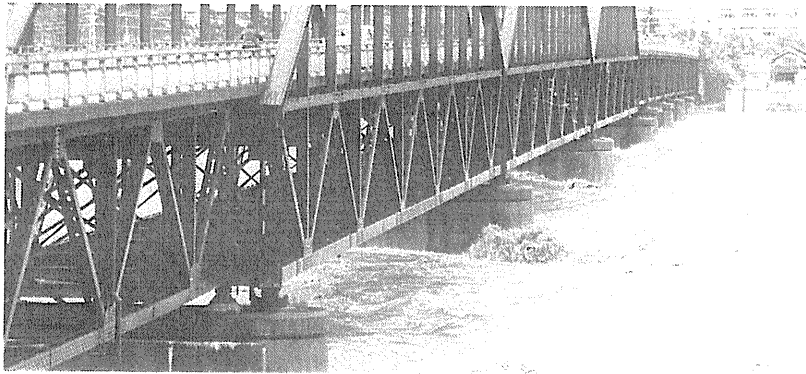
貞光町でも、吉野川の増水から「貞光ジマ」、「太田ジマ」の民家が床上浸水となり、貞光警察署や美馬西部消防署の救命ボートによる救出活動が行われた。

また、太田地区では倉庫など非住家二棟が流出したほか、国道一九二号は、江ノ脇から穴吹町境までほとんどが浸水し、交通が不通となった。(表71参照)

(7) 昭和五十年台風五号・六号による被害

① 台風の軌跡

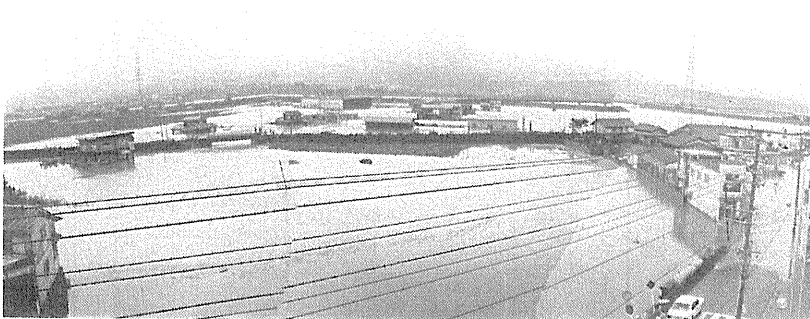
五号に続いて八月十九日朝、南大東島付近で発生した台風六号は、二十日にかけて沖縄付近まで北西進し、



昭和45年台風10号による吉野川の増水（美馬橋下）



昭和45年台風10号による吉野川の増水（道満地区）



昭和49年台風18号による「貞光ジマ」への浸水



中央部分で折れた長橋（昭和50年台風5号による）



昭和50年台風5号により流失した第1吉良谷橋



台風災害を報じた新聞

六号台風の接近、通過に伴い、県下では二十二日早朝から本格的な雨となり、台風北上につれて同日夕刻から暴風雨圏に入り、二十三日早朝まで暴風雨が続いた。特に剣山及び剣山北面の一宇村、貞光町、木屋平村、穴吹町の雨がひどく、剣山では二十三日午前〇時から一時間に九五・五ミリ、一宇村で同一時からの一時間に七〇ミリを記録した。

台風六号による県下の被害は死者・行方不明一六名、負傷者一七名、家屋の全半壊一二二戸、床上・床下浸水九、八七五戸、道路の損壊一二三か所、橋の流失二五か所ほか耕地、堤防、通信施設等甚大であった。

そこでUターンする夏型台風の特徴を示したあと西日本を目指して北東進。二十一日午前九時には足摺岬の南約四〇〇浬の海上に達した。このときの中心気圧は九七〇弱、中心付近の最大風速三五浬、風速二五以上以上の暴風半径は東側二〇〇浬、西側九〇浬、同一五以上以上の強風半径は東側六五〇浬、西側二五〇浬という大型台風が発達していた。

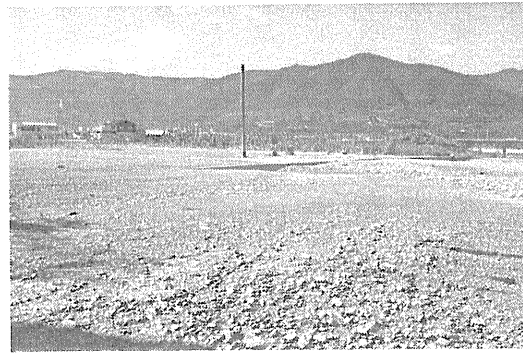
二十三日の午前一時半ごろ、阿南市の蒲田崎へ上陸、その後本県東岸、淡路島沿いに進んで同五時半には神戸市の南西岸に再上陸した。

表70 昭和四十五年・台風一〇号による被害の状況

その他	道路		住家		耕地							区							
	鉄道	がけのくずれ	一般道	橋	砂防	文信	通	水	水	田	畑		桑園	みかん	その他				
一か所	八か所	五か所	一か所	一か所	二か所	八か所	一か所	一か所	一か所	二か所	二〇ha	二〇ha	三七ha	一ha	二四ha	六ha	三七ha	八ha	被害

表71 昭和四十九年・台風一八号による被害の状況

その他	道路	耕地		非住家		住家			区
		畑	田	半	流	床下	床上	一部	
一〇か所	二七か所	一〇ha	五五ha	三棟	二棟	三〇棟	二二棟	二棟	被害



昭和50年台風6号により異常に堆積した貞光川下流の土砂



貞光川の洪水（昭和51. 9. 11 午後3時 長橋）



昭和51年台風17号により山くずれて埋った道路

更に、台風は九日昼に沖縄の南東一五〇歳の海上で進路を北に変えて非常にゆっくり北上。十二日午前まで大型の勢力を保ったまま臥蛇（がじや）島付近で「停滞」した。この間、八日から九日にかけて日本を通過した前線はやや不明瞭になったが幅広い「前線帯」となって停滞。県下では九日夜から十日昼にかけて東部で三〇〇ミリ、十日夜半から十一日昼すぎにかけて剣山周辺で三〇〇〜七〇〇ミリの大雨が降り、山くずれや貞光川、穴吹川などの増水で家屋の全壊、流失などの災害が発生、交通機関は全県的にマヒ状態になった。続いて十二日午前中にも県中・東部で一五〇〜二五〇ミリの雨が降り、八日からの総雨量が一、〇〇〇〜一、五〇〇ミリに

たことによるものであることは、歴然たる事実である。

このダムの撤去なくしては、今後の貞光川の土砂の堆積を防止する手段はなく、従って将来の我が町の安全を保障する方法はない。

なお、これと並行して当該ダムの上流から木綿麻橋に及ぶ間に、堆積した土砂を速やかに除去せざれば、我が町が当面の水害から免れることは不可能である。

ここに本議会は関係全町民の名において、当該ダムの撤去と土砂の除去を関係当局に要求するものである。

右決議する。

昭和五十年九月三十日

(8) 昭和五十一年、台風一七号による水害

① 台風一七号の軌跡

台風一七号は九月三日、カロリン群島東部に発生した弱い熱帯低気圧が西進しながら発達し、四日午後三時台風一七号になり、その後北西へ進み、八日には大東島の南方二〇〇歳付近に達し、中心気圧九一〇歳、中心付近の最大風速六〇歳の大型で非常に強い台風になった。ちょうどそのころ日本海へ東進した低気圧に伴う寒冷前線が西日本に接近し、この前面では台風東側の暖湿気流の補給を得て強い雨が降り、県下では八日夕方から九日朝にかけて東部、南部を中心に一五〇〜三〇〇ミルを記録した。

達して被害が急増。十二日朝は満潮時と重なって徳島市だけで約一、三〇〇戸が浸水した。

台風は十二日から北上を再開、十三日午前一時四十分には長崎付近に上陸。九州西北部を縦断して同五時ごろ玄海灘に抜けたが、この台風の動きに伴って剣山南東斜面で二〇〇〜三〇〇ミリ、その他の地方で三〇〜七〇ミリの雨が降り、散発的な山くずれや河川の増水による被害が拡大した。

② 貞光町の被害

前年八月の台風五、六号の傷跡のいえぬ間に大型台風一七号に見舞われたため、平野、猿飼地区に大規模な地すべりが起きたのを初め、住宅、道路、耕地の損壊等またしても大きな災害をこうむった。(表73参照)

とりわけ、貞光川の土砂の堆積は前年のものの上積みした形となり枝川利一議員らの調査ではその量は貞光川鉄橋下から木綿麻橋まで約二歳の間で、およそ七〇万立方メートル、左岸側では、かつてのころと比べて三・五倍

も高く堆積していることも確認され、長橋下流地点では、その昔石積みの堤を固定するために打ち込まれていた松丸太の杭が、平水時には五、六メートルは水面に出ていたことから推して、当時の川床から三・六メートルの高さに土砂がたい積していることなどが明らかになった。

③ 治水対策活動の推進

このため、このままにしておく東浦南・北、岡北、宮内、宮内北部落など貞光川沿いの人家や耕地は、今後計り知れない被害が予測されるため、町と町議会、関係地区住民は、同十月中旬に災害状況視察に訪れた武市県知事ほか関係者に抜本的対策を訴えた。

また、十二月定例町議会でも鉄橋下の床止めダム撤去と土砂の除去問題が論議され、町と議会が国鉄や県に対し重ねて強力的に対策事業の実施を要望することになった。

表73 昭和五十一年、台風一七号による被害の状況

その他	耕地		家屋		建物		区 分	被 害
	畑	田	床下浸水	床上浸水	半壊	流失・埋没		
道路ほか	冠水	冠水						一五〇か所
	流失埋没	流失埋没						三 ha
								一九・三 ha
								六五 ha
								三 ha
								三三戸
								一二戸
								一四戸
								一戸



昭和51年台風17号による災害を報じた新聞